

東日本大震災からの復旧・復興を目指す岩手県は 8 月 11 日、宮城県は 8 月 22 日、それぞれ復興計画を策定した。また福島県は 8 月 11 日、復興計画の根幹となる復興ビジョンをまとめた。3 県とも計画期間を 2020 年度までの 10 年間とし、福祉サービスの再構築を柱として規定。岩手・宮城両県の復興計画では、福祉施設の復旧、地域包括ケアシステムの構築、震災孤児・遺児の支援などを盛り込んでいる。

◆岩手県津波復興計画

岩手県の「東日本大震災津波復興計画」は、目指す姿や原則などを示した「復興基本計画」と、13 年度までに取り組む事業・行程を示した「復興実施計画」からなる。8 月 11 日の臨時県議会本会議で可決された。

復興基本計画は、① 安全の確保、② 暮らしの再建、③ なりわいの再生、を原則に掲げ、10 分野を復興施策の柱に位置づけた。

生活・雇用分野では、被災者の生活の安定や住宅再建に向けた資金面での支援、雇用の維持と産業の創出などに取り組むほか、高齢者が快適に暮らせる居住環境の整備などを進める。

保健・医療・福祉分野では、福祉施設の復旧、サービス拠点の仮設整備や運営体制の支援、地域包括ケアシステムの構築などに取り組む。また、「子どものこころのケアセンター」を設置するとともに、児童相談所などが震災孤児・遺児を継続支援する。

地域コミュニティ分野では、福祉の町づくりの観点を取り入れた「福祉コミュニティ」を確立するため、NPO などの活動支援、災害時要援護者の支援体制づくりなどに取り組む。

◆宮城県震災復興計画

宮城県の「震災復興計画」は、病院・福祉施設・学校などの高台移転と防波堤や道路による「多重防御」を打ち出したのが特徴。8 月 22 日に有識者会議が決定し、9 月、県議会に提出する。

復興計画では、① 災害に強く安心して暮らせる町づくり、② 総力を結集した復興、③ 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」、④ 先進的な地域づくり、⑤ 復興モデルの構築、を基本理念に掲げ、11

項目の緊急重点事項に取り組むとした。

被災者の生活支援では、仮設住宅などで暮らす高齢者などを支えるため、介護・福祉サービスの提供拠点を整備するとともに、市町村災害ボランティアセンターの運営を支援する。

保健・医療・福祉の確保では、被災した福祉施設の応急的復旧を図るとともに、被災市町村の町づくりに歩調を合わせながら、必要な施設・事業所の適正配置と地域包括ケアシステムの確立を進める。また、震災孤児・遺児が里親家庭や児童養護施設などで暮らせるよう生活の場を確保するほか、高齢者や障害者が安心して生活できる地域コミュニティの構築を進める。

◆福島県復興ビジョン

8 月 11 日にまとめられた福島県の「復興ビジョン」は、基本理念と主要施策を示したもの。福島県はビジョンを基に、年内に復興計画を策定する。

ビジョンは、① 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、② すべての人々の力を結集した復興、③ 誇りあるふさと再生の実現、を基本理念とし、7 つの主要施策で構成している。

緊急的対応では、仮設住宅や避難先での孤立を防ぐため、自治会によるコミュニティ確保を支援するとともに、仮設住宅内に商店街を整備するなど高齢者が歩いて買い物できるようにする。また、福祉施設や学校の応急復旧を進めるほか、仮設住宅と病院・福祉施設間の送迎手段を確保する。

原発問題への対応では、放射線量のきめ細かなモニタリングを実施するとともに、放射線量の低減対策や子ども・妊婦への個人線量計の優先配布を進める。

未来を見据えた対応では、災害に強く、地域コミュニティの拠点となる教育・福祉施設を整備するほか、ユニバーサルデザインに配慮したコミュニティづくりを目指す。また、広域避難の必要が生じた場合を想定した保健・医療・福祉提供体制の整備を進める。

(福祉新聞・2541 号 2011 年 8 月 29 日)